

八百津町地域公共交通網形成計画の策定について

【八百津町地域公共交通協議会（法定協議会）設置について】

本年度と来年度の2ヶ年に渡り、「八百津町地域公共交通網形成計画」の策定に取り組んでいくために、住民代表、交通事業者、道路管理者、警察、学識経験者、行政の方々にご参画いただき必要な協議を行うため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく八百津町地域公共交通協議会（法定協議会）を平成30年3月に設置いたしました。

【地域公共交通網形成計画策定の目的】

地域公共交通網形成計画とは、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする地域公共交通の基本計画としての役割を果たすものです。

本計画は、少子高齢化や人口減少、マイカー利用による生活スタイルの変化等により公共交通を取り巻く状況が厳しさを増す現状下においても、町民が将来に渡り安心して暮らし続けられるように地域公共交通を確保維持し、住民ニーズや地域特性にあった持続可能な公共交通体系の形成を、まちづくりと一体となって図ることを目的としています。

そのため、本計画の策定にあたっては、地域特性や地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を行い、八百津町地域公共交通協議会において協議を図りながら、計画の策定、実行、評価、見直しを繰り返しを行い、また、住民の皆様等からご意見を聴くなどして、地域の関係者の方々との連携により、計画的な公共交通網の整備に取り組んでいきます。

【八百津町地域公共交通網形成計画策定の方向性】

- 公共交通を必要としている高齢者や学生が将来に渡って安心して暮らせるために、日常生活の移動を支える公共交通の確保維持
- 観光振興や地域振興、移住定住促進、健康づくり、福祉など、まちづくりに貢献する公共交通の検討
- 路線バスだけでなく、福祉輸送サービス、民間タクシー、医療機関の患者輸送車、スクールバスなど、地域全体を見渡した総合的、効率的な公共交通ネットワークの形成
- 周辺市町の交通網との連携を踏まえた広域性の確保
観光、買い物、通院、通学など、町内外での移動・交流が活性化し、近隣コミュニティバス、鉄道との接続も視野に入れた町民の生活利便性の向上が期待できる公共交通網の構築
- 交通事業者、住民、行政の連携

地域の特徴

【地形】

岐阜県の東南部に位置し、北は白川町、七宗町、東は恵那市、西は美濃加茂市、可児市、川辺町、南は瑞浪市、御嵩町に接しています。岐阜市から約 40 km、名古屋市から約 45 km に位置し、広ぼうは、東西 19.8 km、南北 11.2 km、総面積 128.79 km² で、面積の 80% を山林が占めています。地勢は町の北側に飛騨川、南側には木曾川が流れ、町の西部（八百津、伊岐津志、和知地区）は海拔 120m 前後の河岸段丘上に農用地が広がり、国道 418 号沿いを中心に住宅地や商業地として町並みを形成しています。東部（久田見、福地、潮南地区）は海拔 500m～600m の高原に集落と農地が点在しています。

【道路網】

国道 基幹的な道路 国道 418 号

現在は、潮見から恵那市飯地までを整備中。

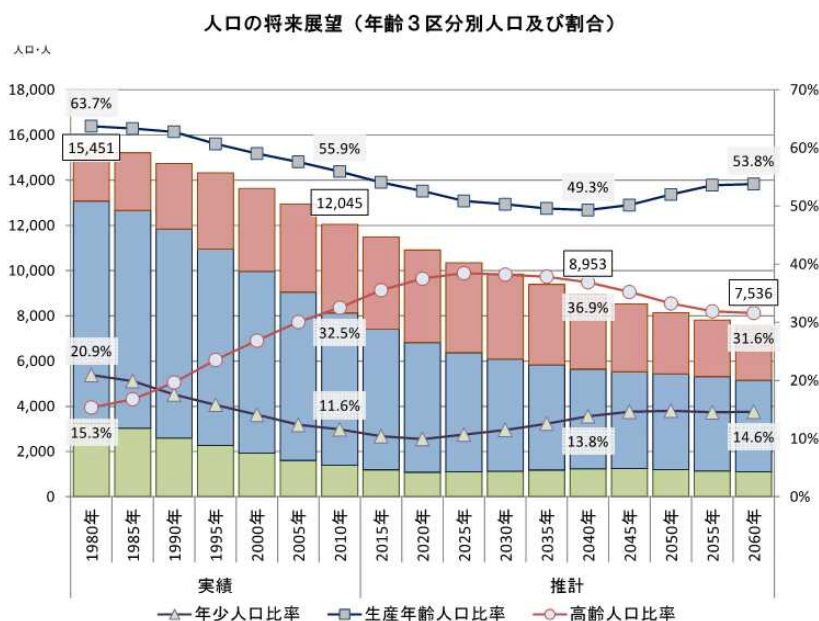
県道 野上古井線、多治見八百津線が東西軸に、東海環状自動車道へのアクセス道路において主要地方道多治見白川線「やおつトンネル」が H28.10 に開通し、南北軸として形成されています。

町道 町民の日常的な生活道路である町道が 1,055 路線整備されています。

最寄りの IC 東海環状自動車道 可児御嵩インターチェンジ、美濃加茂インターチェンジ

【人口】

人口は 11,119 人、世帯数は 4,303 世帯（平成 30 年 5 月 1 日現在）で、人口構成を年齢別にみると、平成 27 年国勢調査の 65 歳以上の高齢者比率は全国平均 26.6%、県平均 28.1% であるのに対し、本町は 36.6%（東部地区は 40.6%）と、高齢者人口が国や県の水準を上回る勢いで急激に増加しています。一方、年少人口、生産年齢人口は減少の傾向にあり、今後さらに少子高齢化が進む傾向にあります。



■平成 28 年 3 月策定 八百津町人口ビジョンより抜粋

出生率が 2040 年に 2.07 の水準まで向上することを目標に、2060 年の目標人口を 7,536 人としている。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口は（平成 24 年 1 月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060 年の八百津町総人口は約 4,700 人まで減少すると見通されている。）

町内の公共交通機関について

■ バス路線網

○路線バス〈東濃鉄道株式会社〉

	発着	路線名	便数/日					
			平日		土曜日		休日	
			上り	下り	上り	下り	上り	下り
①	八百津町FC⇄美濃太田駅	八百津線	*6	*6	3	3	3	3
②	八百津町FC⇄可児駅	八百津線	※2	※2	—	—	—	—

* 内1便は、美濃太田駅前⇄八百津高校前

※内1便は、可児駅前⇄可茂特別支援学校前(登校日のみ運行)

○自主運行バス〈YAOバス〉

	発着	路線名	平日		土曜日		休日	
③	八百津町FC⇄明智駅 (可児市)	—	上	※21	上	17	上	17
			下	※21	下	17	下	17

※内2便は、八百津高校⇄名鉄明智駅

○自主運行バス〈コミュニティバス802〉

	路線名	平日		土曜日		休日	
④	北山・久田見線	上	4	上	—	上	—
		下	4	下	—	下	—
⑤	福地・杣沢・上飯田線	上	4	上	—	上	—
		下	4	下	—	下	—
⑥	潮南・上飯田線	上	4	上	—	上	—
		下	4	下	—	下	—

◎福地・杣沢・上飯田線/潮南・上飯田線については、1日2往復、JR中川辺駅まで運行。

フリー乗降、1回の乗車料金一律200円

○自主運行バス

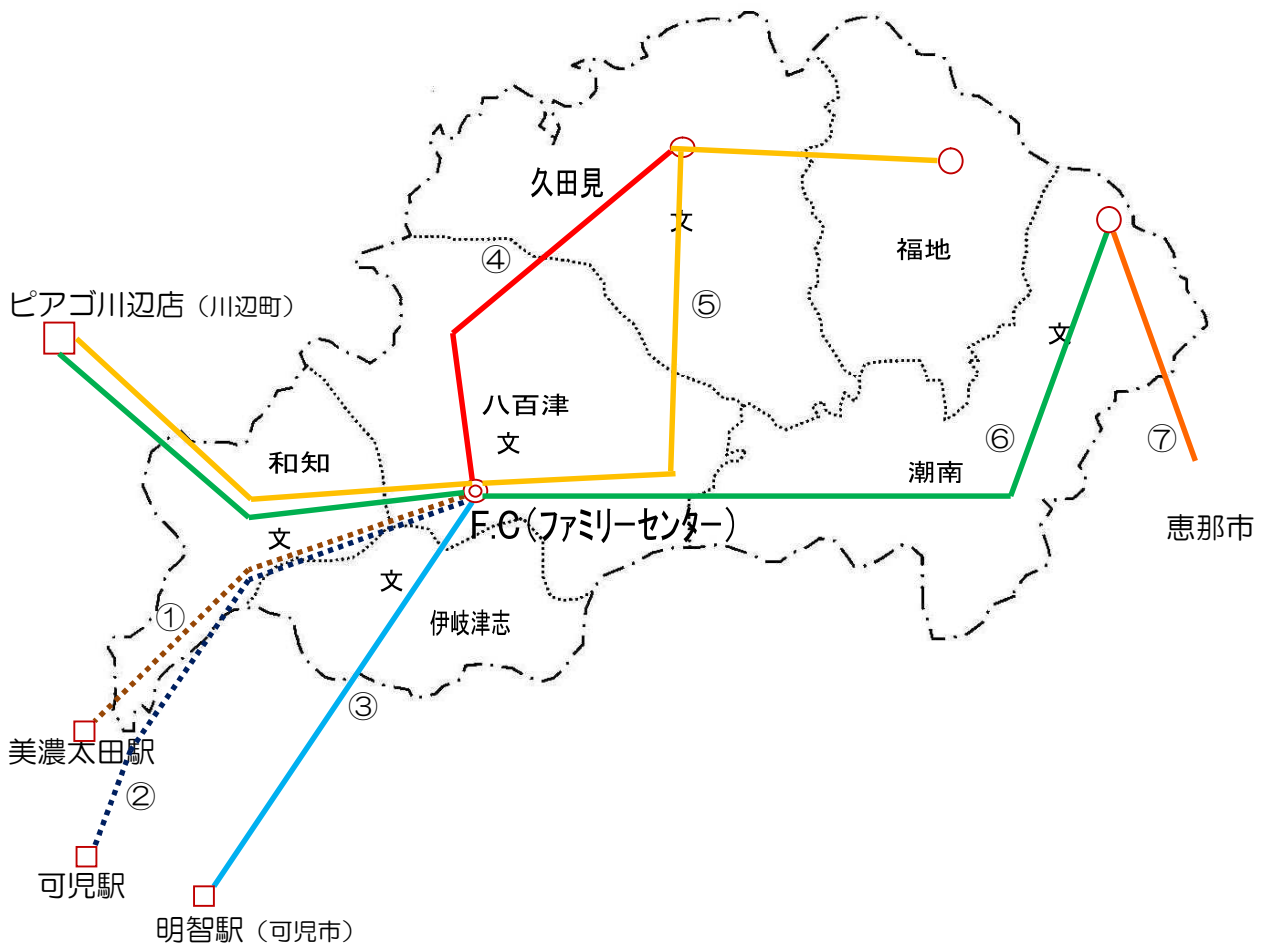
	発着	路線名	平日		土曜日		休日	
⑦	八百津町篠原 ⇄ 恵那市河合	飯地線	上	1	上	—	上	—
			下	1	下	—	下	—

■ タクシー運送

- ・ 町内を1社で輸送(新太田タクシー2台、ファミリーセンター拠点)
- ・ 土日・祝日は観光シャトルタクシーとして、下記区間を無料運行しています。

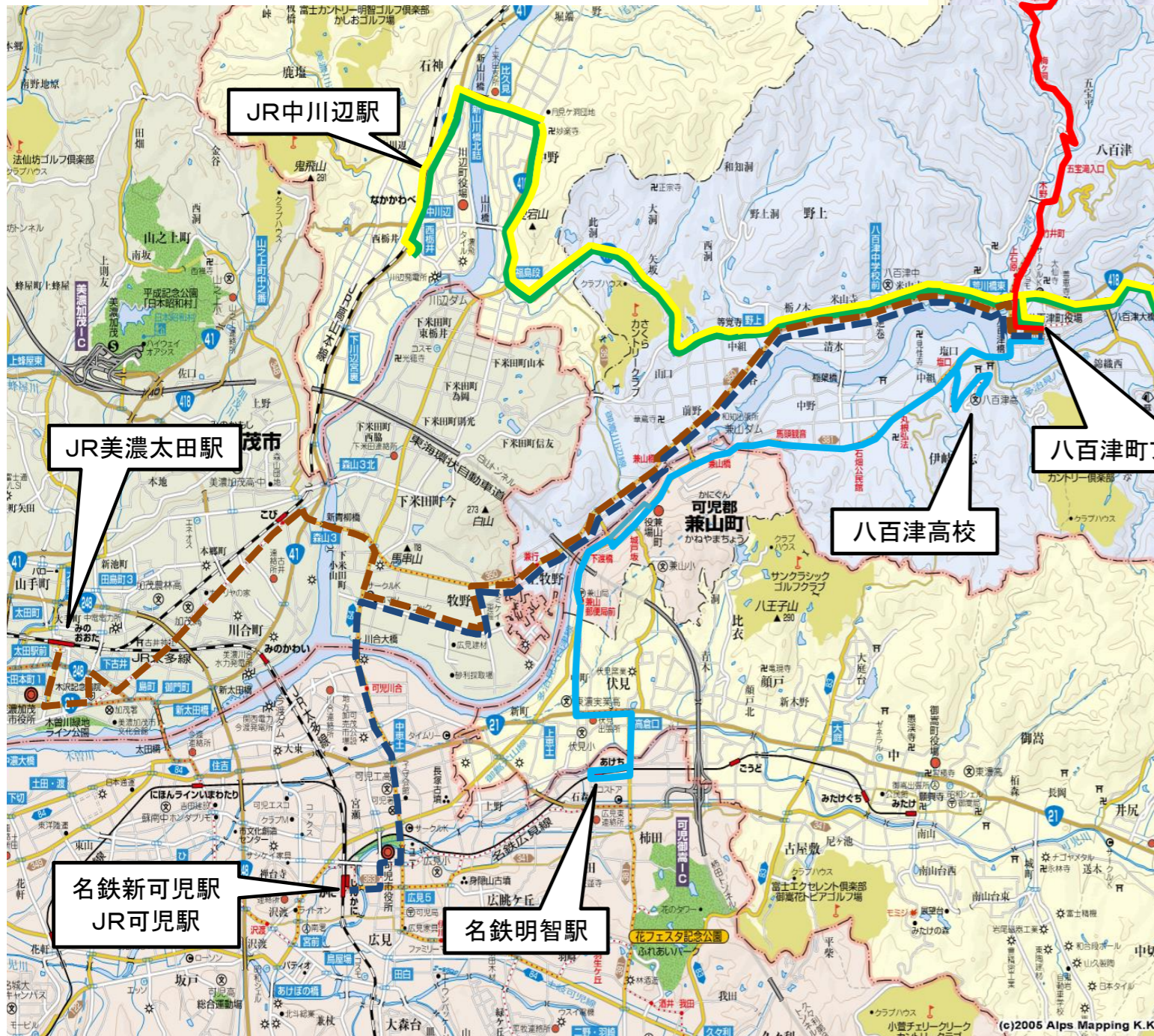
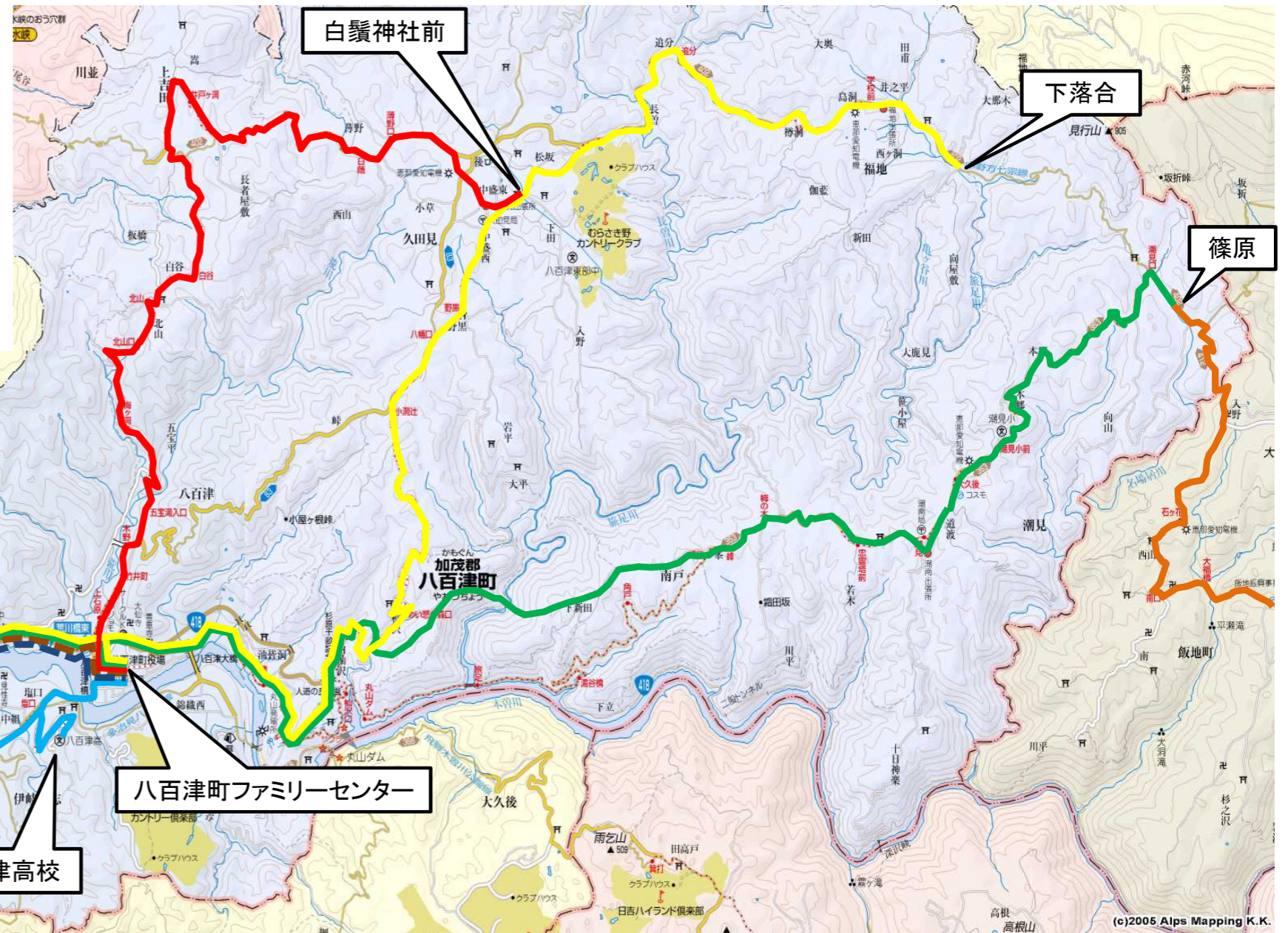
経路	運行数
八百津ファミリーセンター前 → 杉原千畝記念館	9
杉原千畝記念館→旧八百津発電所資料館→八百津ファミリーセンター前	1
杉原千畝記念館→旧八百津発電所資料館→八百津本町(商店街)	8

八百津町の交通網



バス路線名

- ① 路線バス 八百津線 (八百津 FC～美濃太田駅)
- ② 路線バス 八百津線 (八百津 FC～可児駅)
- ③ 自主運行バス YAOバス (八百津 FC～明智駅)
- ④ 自主運行バス コミュニティ802 北山・久田見線
- ⑤ 自主運行バス コミュニティ802 福地・杣沢・上飯田線
- ⑥ 自主運行バス コミュニティ802 潮南・上飯田線
- ⑦ 自主運行バス 飯地線

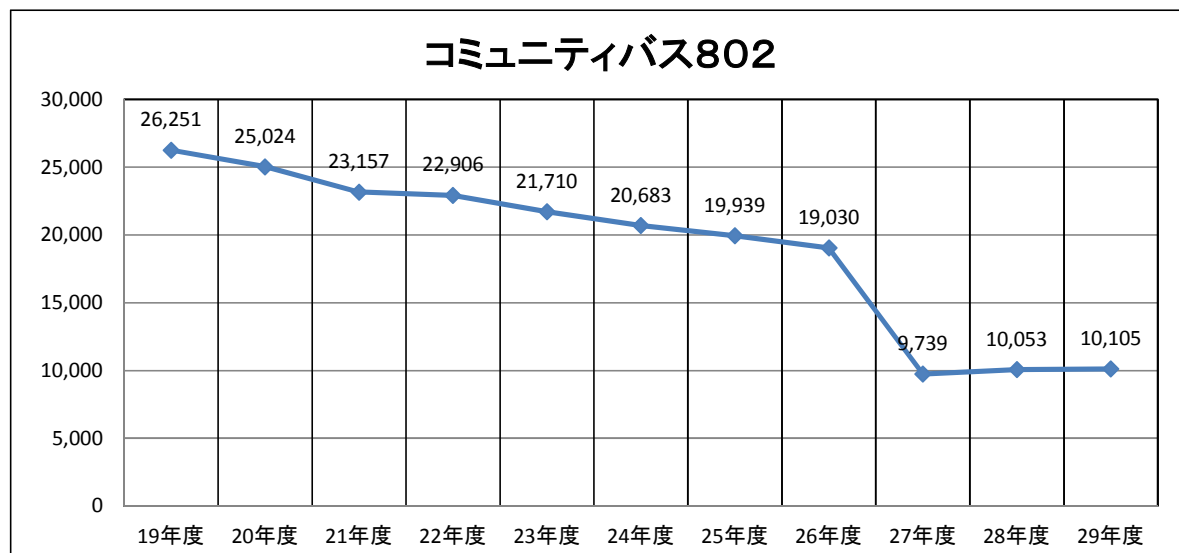


凡 例	
①	東濃鉄道(八百津線) 八百津FC～美濃太田駅
②	東濃鉄道(八百津線) 八百津FC～可児駅
③	自主運行バス(YAOバス) 八百津FC～明智駅
④	自主運行バス(コミュニティバス802) 北山・久田見線
⑤	自主運行バス(コミュニティバス802) 福地・杣沢・上飯田線
⑥	自主運行バス(コミュニティバス802) 潮南・上飯田線
⑦	自主運行バス(飯地線) 八百津町篠原～恵那市

利用状況 (年間利用者:人)

○コミュニティバス802

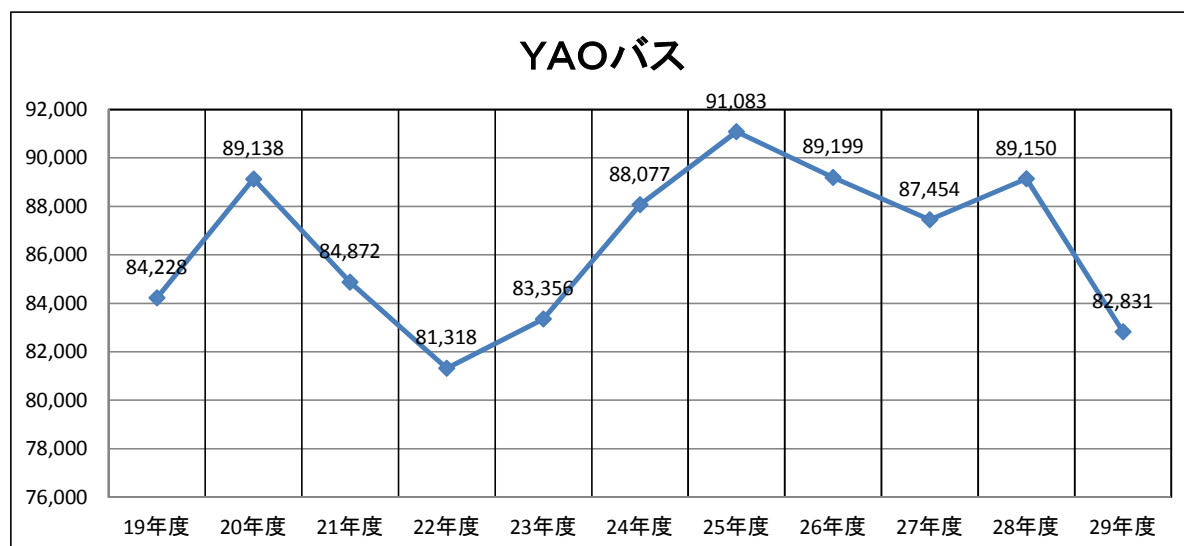
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
26,251	25,024	23,157	22,906	21,710	20,683	19,939	19,030	9,739	10,053	10,105



※H26.10路線見直し

○YAOバス

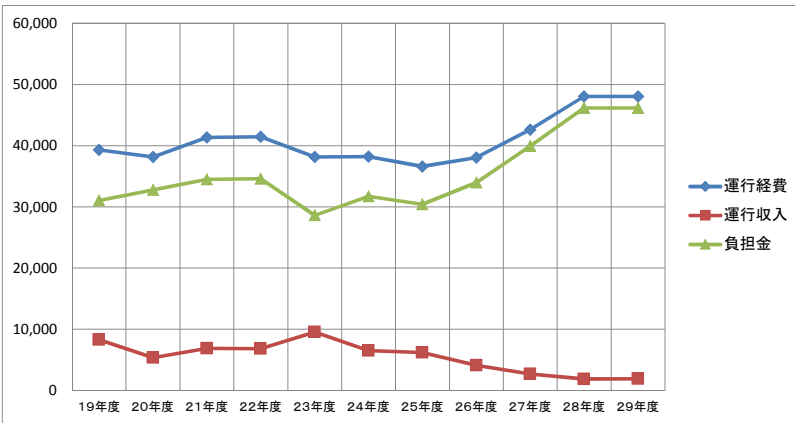
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
84,228	89,138	84,872	81,318	83,356	88,077	91,083	89,199	87,454	89,150	82,831



収支状況 (年間:千円)

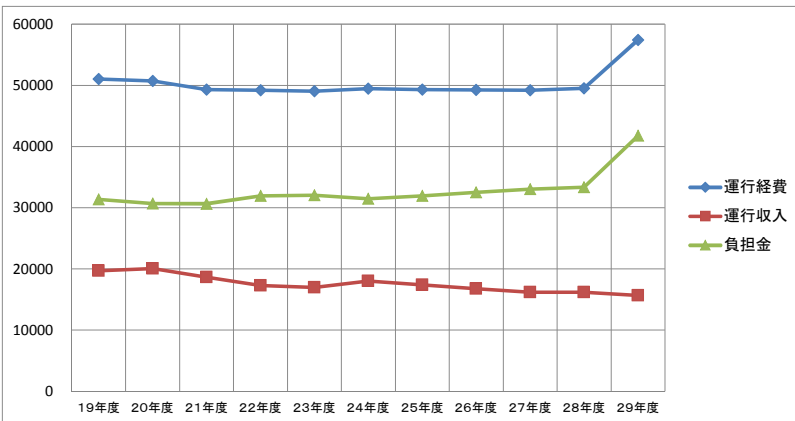
○コミュニティバス802

年度	運行経費	運行収入	負担金	収支率
19年度	39,301	8,275	31,026	21.1
20年度	38,148	5,364	32,784	14.1
21年度	41,362	6,884	34,478	16.6
22年度	41,441	6,831	34,610	16.5
23年度	38,136	9,528	28,608	25.0
24年度	38,213	6,519	31,694	17.1
25年度	36,608	6,190	30,417	16.9
26年度	38,055	4,094	33,961	10.8
27年度	42,620	2,662	39,958	6.2
28年度	48,032	1,860	46,172	3.9
29年度	48,048	1,896	46,152	3.9



○YAOバス

年度	運行経費	運行収入	負担金	収支率
19年度	51,014	19,682	31,332	38.6
20年度	50,720	20,037	30,683	39.5
21年度	49,276	18,634	30,642	37.8
22年度	49,183	17,260	31,923	35.1
23年度	49,018	16,984	32,034	34.6
24年度	49,433	18,003	31,430	36.4
25年度	49,305	17,365	31,940	35.2
26年度	49,251	16,743	32,508	34.0
27年度	49,211	16,199	33,012	32.9
28年度	49,520	16,161	33,359	32.6
29年度	57,410	15,663	41,747	27.3



○八百津町地域公共交通協議会設置要綱

平成21年12月28日

訓令甲第36号

改正 平成29年4月1日訓令甲第23号

平成30年3月23日訓令甲第1号

(設置)

第1条 八百津町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた町民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定並びに実施に関し必要な協議を行うものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関すること。
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく旅客運送に関すること。
- (3) 形成計画の策定、変更及び実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 八百津町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局の職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者、県警察、県職員、学識経験者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、

再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、八百津町長又はその指名する職にある者とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者は、委員とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、会長は、議決すべき案件が軽易であると認めるとき、又は緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により委員の賛否を求めて議決を行うことができる。
- 6 第4項の規定は、前項の書面による議決に準用する。
- 7 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 会議は、原則として公開する。ただし、会議の内容に個人情報が含まれる場合又は公開により公正かつ円滑な会議運営に支障が生じると認められる場合は、会議の全部又は一部について非公開とする。

(分科会)

第7条 協議会は、協議内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は八百津町役場地域振興課において行う。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年1月15日から施行する。
- 2 第9条の規定中「八百津町役場産業課」とあるのは、平成22年3月31日までは「八百津町役場地域産業課」と読み替える。
- 3 平成21年度中に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成29年4月1日訓令甲第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日訓令甲第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。